# 高病原性鳥インフルエンザ 防疫対策本部会議(第1回)

時間:令和4年11月30日

午後2時~

場所:鳥取県災害対策本部室

(県庁第二庁舎3階)

## 会議内容

- 1 疑い事例の概要
- 2 鳥取県鳥インフルエンザ防疫体制
- 3 対応状況
- 4 その他

## 1 疑い事例の概要(1)

1 発生状況

(1)農場の概要

住 所:鳥取市

飼養羽数:採卵鶏 約11万羽

(2)これまでの状況

11月30日

8時24分 農場から鳥取家畜保健衛生所に死亡

羽数増加との通報

9時47分 農場への立入検査を実施

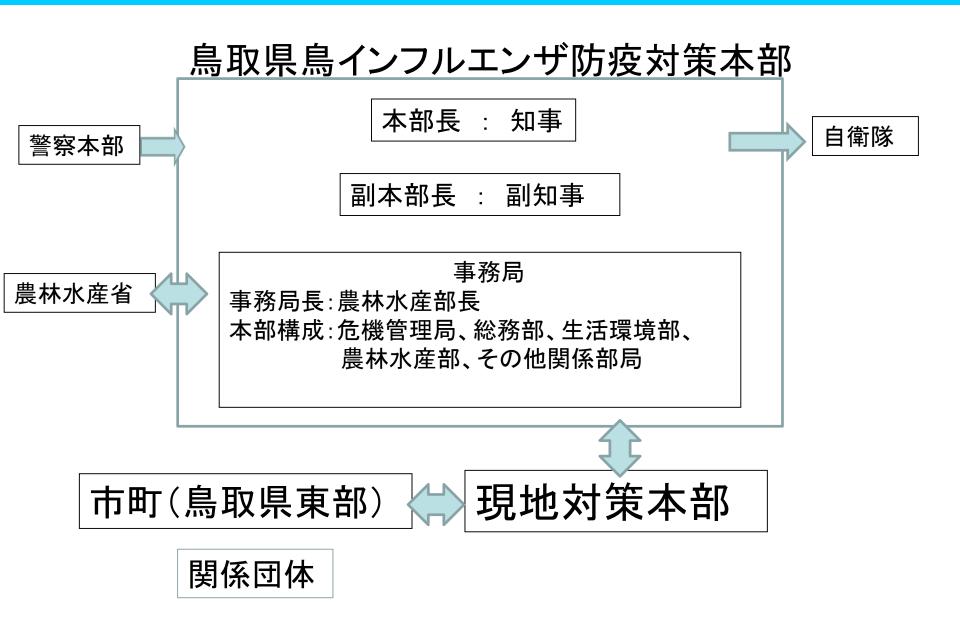
10時28分 簡易検査で13羽中13羽陽性を確認

14時00分 県対策本部会議の開催

## 1 疑い事例の概要(2)

- 1 発生状況
  - (3)今後の予定
    - •現在、倉吉家畜保健衛生所で遺伝子検査を実施中
    - ・遺伝子検査の結果、疑似患畜と判定された場合、 殺処分を開始。

## 2 鳥取県鳥インフルエンザ防疫体制



## 3 対応状況

- 1 関係機関への通報及び防疫準備の連絡
- 2 防疫に必要な資材の調達準備
- 3 動員者予定の準備
- 4 自衛隊への派遣要請
- 5 国への家畜防疫員等の派遣依頼
- 6 移動制限、消毒ポイントの設置準備

### 鳥取県の対応(野鳥)

#### 〇野鳥監視ステージを3に引き上げ

実施する条件	サーベイランス内容	監視地点数
野鳥監視ステージ1 (近隣国等での感染確認時)	野鳥監視 糞便、水検査(月1回)	最大 35地点
野鳥監視ステージ2	野鳥監視の <u>対象範囲拡大</u> 糞便、水検査(月1回)	最大 70地点
野鳥監視ステージ3 (県内野鳥・家きんの感染確認時)	野鳥監視 (重点区域は毎日) 糞便・水検査(重点区域は月2回)	最大 70地点 十重点区域

#### 〇野鳥監視

- 環境省が野鳥監視重点区域(周囲10km圏内)を指定後、重点区域内では、毎日 実施
- ・県内全域の渡り鳥が多く飛来する湖沼等では、2日に1回実施
- ・環境省に報告する野鳥の状況調査を明日、明後日の2日間実施予定
  - ・本日、県内で緊急的に監視を実施中 →現時点で異常は確認されていない

#### 〇糞便-環境水調査

鳥取大学共同獣医学科山口教授の協力を得て、渡り鳥が多く飛来する県内3カ所の湖沼(日光地区、東郷池、米子水鳥公園)で糞便・環境水の調査を実施

## 愛玩鳥等の飼育者への注意喚起

#### 1 愛玩鳥を飼育されている方への注意喚起

- 〇市町村を通じて、愛玩鳥(家きんを除く)飼育者等へ注意喚起 (11/15に市町村へ連絡済み)
- ○ホームページで飼育上の注意事項についても周知徹底 (各市町村のホームページ上でも、リンクを掲載して周知)
  - <注意喚起事項>
    - ・放し飼いはやめ、エサ箱や水飲み場に野鳥や野生動物を近づけないようにしましょう。 (飼育鳥が、感染した野鳥や、その野鳥を補食した動物(猫、イタチ等)と接触する ことによる感染を防ぎましょう)
    - ・飼育場所は、こまめに清掃と消毒を行いましょう。
    - ・飼育小屋では専用の靴に履き替えるなど、飼育場所にウイルスを持ち込まないようにしましょう。

#### 2 その他の愛玩鳥飼育者への注意喚起

- 〇動物取扱業者(10事業者)や学校関係者等へは保健所や関係 部局を通じて情報提供と注意喚起を実施済(直近は11/17)
- ⇒県内発生を受けて、市町村及びその他の愛玩鳥飼育者へ 11/30に改めて注意喚起予定

## 緊急的な財政措置

- 〇緊急的な防疫体制整備費40,000千円 を本日より執行 ※消毒や焼埋却等
- 〇影響を受ける養鶏農家等への経営支援など、総合的な対策については、至 急検討

## 県民の皆様へのメッセージ

- ■家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは 世界的に報告されていません。
- ■鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除き、通常では人に感染しないと考えられていますが、県民の皆様には次のことをお願いします。
  - 野鳥を素手で触らないでください。
  - 野鳥や野鳥の排泄物に触れた場合は、手洗いやうがいをしてください。また、野鳥の 排泄物を踏んだ時はウイルスが拡散しないよう靴裏を水などで洗浄してください。
  - ・異常な野鳥や死亡又は衰弱した野鳥を見つけた時は、緑豊かな自然課、最寄りの 県総合事務所環境建築局に連絡し、その指示に従ってください。
    - ※異常な野鳥:首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような神経症状、 重度の結膜炎等を発症している野鳥
- ■隣県や県内の野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出されたからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染するということはありません。 清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥と接触させないようにし、鳥の排泄物に触れた後には手洗いとうがいをお願いします。異常が見られた場合は、まずはかかりつけの獣医師に御相談ください。
- ■迅速で正確な情報提供を行ってまいりますので、根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いします。

鳥インフルエンザに関する御相談については、各対応窓口まで御連絡ください。